

評価倍率表 (ゴルフ場用地等用)

1 市街化区域及びそれに近接する地域にあるゴルフ場用地等の倍率

次表に掲げる倍率は、財産評価基本通達 83 (ゴルフ場の用に供されている土地の評価) の(1)の定めにより、「そのゴルフ場用地が宅地であるとした場合の 1 平方メートル当たりの価額」を算出する場合に使用するものです (同 83-2 (遊園地等の用に供されている土地の評価) のただし書で準用する場合の遊園地等用地を評価する場合も含みます。)

次表に掲げるゴルフ場用地等の価額は、次の算式で計算した価額により評価します。

$$\left(\begin{array}{l} \text{そのゴルフ場用地等の} \\ \text{1平方メートル当たり} \\ \text{の固定資産税評価額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{次表に} \\ \text{掲げる} \\ \text{倍率} \end{array} \right) \times \text{地積} \times \frac{60}{100} - \left(\begin{array}{l} \text{ゴルフ場用地等を} \\ \text{宅地に造成する場} \\ \text{合の造成費相当額} \end{array} \right) \times \text{地積}$$

- (注) 1 ゴルフ場用地等を宅地に造成する場合の造成費相当額は、市街地農地等の評価に係る宅地造成費を適用します。
- 2 次の①及び②以外のゴルフ場用地(いわゆるミニゴルフ場用地)を評価する場合には、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。
- ① 地積が 10 万平方メートル以上でホール数が 18 以上あり、かつ、ホールの平均距離が 100 メートル以上のもの
- ② ホール数が 9～17 でホールの平均距離が 150 メートル以上のもの
- また、地積が 10 万平方メートルに満たない遊園地等用地を評価する場合についても、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

音 順	ゴ ル フ 場 用 地 等 の 名 称	固定資産税評価額 に乗ずる倍率
	該当なし	倍

(注) 路線価地域にあるゴルフ場用地等については、路線価により評価します。

平成 30 年分 (静岡県)

2 上記 1 以外の地域にあるゴルフ場用地等の倍率

次表に掲げる倍率は、財産評価基本通達 83 の(2)の定めによりゴルフ場用地を評価する場合に使用するものです(同 83-2 のただし書で準用する場合の遊園地等用地を含みます。)

次表に掲げる地域にあるゴルフ場用地等の価額は、次の算式で計算した価額により評価します。

$$\text{そのゴルフ場用地等の固定資産税評価額} \times \text{次表に掲げる倍率}$$

(注) 次の①及び②以外のゴルフ場用地(いわゆるミニゴルフ場用地)を評価する場合には、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

- ① 地積が 10 万平方メートル以上でホール数が 18 以上あり、かつ、ホールの平均距離が 100 メートル以上のもの
 - ② ホール数が 9～17 でホールの平均距離が 150 メートル以上のもの
- また、地積が 10 万平方メートルに満たない遊園地等用地を評価する場合についても、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

音順	適用地域等			固定資産税評価額に乗ずる倍率
あ	熱海市	熱海	ゴルフ場用地	2.5
		伊豆山	ゴルフ場用地	2.4
い	伊豆市		ゴルフ場用地	2.1
	伊豆の国市		ゴルフ場用地	2.1
	伊東市	ゴルフ場用地		2.4
		富戸	遊園地等用地	字先原
				字奈尾
磐田市		ゴルフ場用地	2.4	
お	御前崎市		ゴルフ場用地	2.7
	小山町	ゴルフ場用地		3.2
		遊園地等用地		1.1
か	掛川市	家代	ゴルフ場用地	3.1
		小貫	ゴルフ場用地	3.0
		満水	遊園地等用地	1.0
		寺島	ゴルフ場用地	2.5

平成 30 年分
(静岡県)

音 順	適 用 地 域 等			固定資産税評 価額に乗ずる 倍 率 倍
か	掛川市	西大渕	ゴルフ場用地	3.0
	函南町		ゴルフ場用地	3.1
き	菊川市	富田	ゴルフ場用地	2.6
		友田	ゴルフ場用地	1.8
こ	湖西市		ゴルフ場用地	2.5
	御殿場市		ゴルフ場用地	3.2
し	静岡市清水区	草薙	ゴルフ場用地	7.5
		穴原	ゴルフ場用地	3.0
	島田市		ゴルフ場用地	2.6
す	裾野市		ゴルフ場用地	3.3
			遊園地等用地	5.0
な	長泉町		ゴルフ場用地	3.3
ぬ	沼津市		ゴルフ場用地	3.2
は	浜松市北区		ゴルフ場用地	2.5
	浜松市天竜区		ゴルフ場用地	3.1
	浜松市西区		ゴルフ場用地	2.5
	浜松市浜北区		ゴルフ場用地	2.9
ひ	東伊豆町		ゴルフ場用地	1.8
ふ	袋井市		ゴルフ場用地	2.1
	藤枝市		ゴルフ場用地	3.2
	富士市	北松野	ゴルフ場用地	3.0
		上記以外	ゴルフ場用地	2.8
	富士宮市	猪之頭	ゴルフ場用地	2.8
		内野	ゴルフ場用地	2.8
		内房	ゴルフ場用地	3.0
		北山	ゴルフ場用地	2.8
西山		ゴルフ場用地	3.0	

平成 30 年分
(静岡県)

音 順	適 用 地 域 等			固定資産税評 価額に乗ずる 倍 率
ふ	富士宮市	根原	ゴルフ場用地	2.8
		野中	ゴルフ場用地	3.0
ま	牧之原市		ゴルフ場用地	2.6
み	三島市		ゴルフ場用地	3.5
	南伊豆町		ゴルフ場用地	1.8
も	森町		ゴルフ場用地	2.6